

2022

安全報告書



箱根登山バス株式会社

日頃より、箱根登山バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は「輸送の安全確保」を事業経営の最重要事項として掲げ、お客さまに安心してご利用いただけるよう、日々業務に取り組んでおります。

さて、この報告書は、道路運送法第 29 条の 3、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項および当社安全管理規程第 17 条の規定に基づき 2021 年度の輸送の安全に関する情報を公表するものです。本報告書をお読みいただき、皆さまからの忌憚のないご意見、ご感想をいただければ幸いです。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

箱根登山バスでは、輸送の安全を確保するため、以下のとおり社長および役員と全従業員が一丸となって運輸安全マネジメントに取り組んでおります。

《安全方針》

1. 安全第一

お客さまの安全を最優先に社員一丸となって安全の確保に努めます。

2. 法令の遵守

輸送の安全に関する法令および規則を遵守し忠実に職務を遂行します。

3. 確認の励行

職務遂行にあたり推測ではなく、常に状況を確認し、安全行動に努めます。

4. 情報の共有と開示

情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、全員で共有すると共に、積極的に公表します。

5. 変革に挑戦

常に安全確保に向けた問題意識を持ち、PDCA サイクルの実施により変革に挑戦します。

箱根登山バス株式会社

取締役社長 野村 尚廣

(1) 社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 当社は輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することで、絶えず輸送の安全の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施します。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- ② 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報の伝達および共有をします。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。

(2) 輸送の安全に関する目標と達成状況

① 2021 年度目標・実績

区 分	目 標	実 績
重大事故	0 件	0 件（目標達成）
有責事故	対前年 20%削減	前年と同件数（目標未達）

② 2022 年度目標

- ・ 重大事故 0 件
- ・ 有責事故件数対前年 20%削減

※ 2021 年度有責事故 22 件に対し、17 件以下に削減することを目標とします。

(3) 2021 年度重点施策の実施状況

① 飲酒運転の防止対策

- ・ 勤務前日の飲酒を禁止し、飲酒運転の防止に取り組んでいます。
- ・ 乗務前後の点呼時においてアルコール検査を実施しています。
- ・ 入社時研修等にて、アルコール問題をテーマとして取り上げ、飲酒運転防止インストラクターによる飲酒運転の防止教育に取り組んでいます。

② 健康状態等に起因する事故の防止

- ・ 健康状態や身体機能の低下が原因となり、事故を惹起する恐れのある運転士について、定期健康診断とは別に、精密検査や産業医との面談を実施することで、事故の未然防止に取り組んでいます。
- ・ 運転中に発症した場合に重大な事故を引き起こす可能性が高い脳血管疾患や、睡眠障害に起因する事故を防止するため、運転士の脳MRI 検診およびS A S（睡眠時無呼吸症候群）簡易検査を計画的に実施しています。

③ ヒヤリ・ハット情報の共有と活用について

営業所ごとの危険箇所情報やヒヤリ・ハット事例を収集・分析し、実際の映像や画像を活用しながら周知することで、危険に対する感性の向上とともに、潜在事故の可視化により事故防止を図っています。

④ 各月安全目標

営業所ごとに月々の安全目標を掲げ、従業員一丸となり事故防止に取り組んでいます。

4 月	・ 子供を含む歩行者の安全確保 ・ 発車時の安全確認の徹底 ・ 信号のない横断歩道付近の安全確認 ・ 予測運転・防衛運転の実施／車内人身事故防止 ・ 狭隘箇所と離合場所の再確認・後退時における事故防止 ・ シートベルト着用の徹底とお客さまへ着用のお願い【貸切】 ・ 日常点検整備および定期点検の確実な実施【整備】
5 月	・ 予測運転・防衛運転の徹底 ・ 踏切通過時「一時停止」による安全確認の徹底 ・ 法令遵守・信号無視の撲滅／予測運転・防衛運転の徹底 ・ 信号のない横断歩道付近の安全確認 ・ オーバーヒートの予防整備【整備】
6 月	・ 雨天時における適切な速度での運行 ・ 雨天時におけるお客さまの車内転倒注意 ・ 予測運転・防衛運転の徹底 ・ 法令遵守・信号無視の撲滅／発進時の右後方確認の徹底 ・ 後退時における事故防止 ・ ホイールボルト折損による車輪脱落事故防止【整備】
7 月	・ 「わき見運転」「ながら運転」など不安全行動の撲滅 ・ 指差呼称の確実な実施 ・ 法令の遵守・一時停止の確実な実施 ・ 点呼時における体調観察強化 ・ 適切な水分補給による熱中症の予防 ・ バッテリーの点検強化とラジエータ清掃の確実な実施【整備】
8 月	・ 予測運転・防衛運転の徹底・他県ナンバー等に注意 ・ 夏休み期間につき子どもの飛び出し等動向注意 ・ 「死角」を意識した運転・アンダーミラーや努力視界の活用 ・ 踏切事故防止「安全確認の徹底」 ・ ドア開閉時の作業標準の遵守／報告の重要性の再認識 ・ 適切な水分補給による熱中症の予防 ・ 繁忙期における整備体制の強化、ディーゼル車の黒煙対策【整備】
9 月	・ 安全確認の徹底（ドアが閉まるまで目を離さない） ・ 信号機の不確認・漫然発車の撲滅 ・ 車内人身事故の防止（着席後発進の徹底とアナウンス励行） ・ 「思いやり・譲り合い」の気持ちを持った運転の励行 ・ サービスエリアでのお客さま横断誘導の徹底【貸切】 ・ ファンクラッチ・冷却水漏れの点検強化【整備】

10 月	・指差呼称の完全実施と漫然運転防止 ・利用者に優しい放送案内（発車します・曲がります・止まります） ・ドア操作の確実な実施／後退事故防止 ・不安全行動の撲滅（ながら運転禁止） ・夕暮れ時の早めのヘッドライト点灯 ・燃料漏れ・オイル漏れの点検強化【整備】
11 月	・渋滞時の焦りは禁物（平常心を保つ） ・指差呼称の完全実施（特にアンダーミラーによる死角確認） ・ドア開閉時の安全確認の実施／バス停通過時の案内徹底 ・後退時の事故撲滅 ・車両の冬季対策実施（暖房装置・ラバーホースの点検強化）【整備】
12 月	・二輪車の特性に注意した運転 ・後退時の事故防止 ・再発車時の車内確認（減速からの再加速時） ・意識付けした指差呼称の実施 ・指差呼称の完全実施（周囲の安全確認実施後の発進） ・車両の冬季対策の再点検 ・ホイールボルト・ナット緩みの点検強化【整備】
1 月	・発車時における作業手順の完全実施 ・後退時の事故撲滅 ・積雪時における早めのチェーン装着 ・運行路線における積雪・凍結箇所の把握と対策 ・踏切進入時の「警報灯・警報音」の確認 ・車庫内事故の撲滅 ・気象および道路状況に応じた安全速度の遵守と車間距離の確保 ・ホース接続部・タイヤ空気圧の点検強化【整備】
2 月	・気象および道路状況に応じた安全速度の遵守と車間距離の確保 ・路面凍結箇所を把握し速度に注意する ・交差点内での事故防止／踏切通過時の安全確認の徹底 ・後退時の安全確認（焦らず・慎重に） ・車内人身事故撲滅（お客さまへの声掛けの強化） ・運行前点検の確実な実施による車輪脱落事故の防止 ・クラッチブースター・リターンスプリングの点検強化【整備】
3 月	・狭隘箇所進入時に思い込みで動かない（進入先にスペースがあるか） ・車庫内事故の撲滅／後退時の安全確認（焦らず・慎重に） ・交通法規の遵守と運転マナー向上 ・整備作業時における安全なスペースの確保【整備】

(4) 交通安全運動

年4回の交通安全運動期間中に下記の事項を実施し、経営トップのメッセージ伝達、重点施策についての指導、実施状況の把握などの取り組みを通じて、安全管理体制の維持・向上に努めました。

- ・ 春の全国交通安全運動（2021年4月6日～4月15日）
- ・ 夏の交通事故防止運動と輸送安全総点検（2021年7月10日～7月20日）
- ・ 秋の全国交通安全運動（2021年9月21日～9月30日）
- ・ 年末年始の輸送等に関する安全総点検（2021年12月10日～2022年1月10日）

- ① 社長、安全統括管理者による職場巡視
- ② 本社管理部門・営業所管理職による早朝の点呼立会い
- ③ 整備部門担当者による車両の日常点検の立会い
- ④ 営業所管理職、運行管理者、本社管理部門による街頭指導
- ⑤ 運行管理委員会の開催
- ⑥ 地域の利用者に対する交通事故防止啓発活動への参加



職場巡視の様子

(5) 安全マネジメント体制を維持するために必要な教育について

年間教育計画に基づき、以下の研修を実施しました。

① 安全運転研修・安全マネジメント研修

新たな研修方法として、自社で作成した安全運行にかかわるスライドおよび動画を、少人数にて視聴するなど、コロナ禍における社内でのクラスター感染防止を踏まえた研修を、11月と2月の2回、全運転士に向けて実施しました。

11月の安全運転研修では、事故の風化防止教育および危険予測と回避、また事故の初動対応など、過去の重大事故事例や実際に発生した事故のドライブレコーダーの映像を用いて教育しました。

また、2月の安全マネジメント研修では、当社の有責事故の発生傾向と事故防止策、バスジャックやテロ等の緊急時における対応について、運転士と共に日々の運行に携わる運行管理者や本社所属員も学びました。



② 月次教育

国土交通省が定めた「自動車運送事業者が運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針」に基づき、営業所の運行管理者が持ち回りで月々のテーマ設定と教材の作成を担当し、その教材を用いて各営業所の運転士に統一的な教育を実施しています。内容は自社および他社の事故事例を用いた発生原因と再発防止策の考察、健康管理の重要性、運転士が遵守すべき基本的事項、繁忙期にともなう事故・苦情防止など、指針に沿った内容の中から多岐にわたり教材として採り上げています。

③ 安全運転訓練車を活用した安全運転教育

大型自動車未経験者の採用が増加傾向にあることを踏まえ、大型二種免許取得後の基礎的な運転技術の向上と安全運転意識の醸成を図るため導入された「安全運転訓練車」を活用し、運転士の運転技能向上を目的とした教育を実施しています。

この安全運転訓練車は安全に配慮しながら、効果的な研修を実施できるよう指導員用補助ブレーキや補助ミラー、3Dサラウンドマルチビューなどの安全装備を備え、車両全方位の安全確認が可能です。また、運転操作による燃料消費量の違いが可視化される電子流量計システムにより、アクセルの踏み加減などによる燃料消費量をリアルタイムで確認し、滑らかな発進・加速によるエコドライブの実践と共に、無駄な急加減速や急ブレーキを避けることで車内の揺れを緩和し、車内転倒事故防止につなげる安全教育に役立てています。



安全運転訓練車



電子流量計システム

④ 年次教育

当社の有責事故の傾向として、運転経験の浅い運転士の事故惹起率が高いことを踏まえ、本社教育担当と営業所の指導主任運転士によるスキルアップ訓練を、計画的に実施しています。訓練は小田原営業所城東車庫の敷地内のほか、2021年9月と2022年1月には、小田原ドライビングスクールのコースを借り上げ、より実践的な教育を実施しました。



⑤ 職種別研修

- 新たに任命された運行管理者について、職務における役割や責任、非常時対応など業務全般にわたる基礎知識について習得に努めました。

- 日々の運行や、事故が発生した際の初動対応など、安全輸送の責任者として重要な役割を担う運行管理者に対し、外部の損害保険会社から講師を招き、過去の事故分析や事例研究、初動対応のポイント、管理者の法的責任、事故防止に向けた運転士教育など、業務に関わるより専門的な知識の習得に努めました。
- 箱根湯本地区の旅館送迎バスの運行に従事する運転士、箱根湯本駅と箱根山内の宿泊施設を結ぶ手荷物配送業務に従事するキャリアサービス（軽貨物輸送）の運転者について、それぞれの業務に特化した安全運転教育を実施することによって、運転技術の向上を図りました。



旅館送迎バス安全運転研修



キャリアサービス安全運転研修

⑥ 貸切乗務員運転研修

新型コロナウイルスの感染拡大により、2021 年度に延期された東京オリンピック・パラリンピックについて、東京都内や神奈川県内での選手および大会関係者の輸送請負に先立ち、貸切担当の運転士に対して、車両の運転操作や急制動訓練など実施し、安全輸送の基本的事項について再教育しました。

また貸切車両には、新たに「衝突防止補助システム」を取り付け、ハード面からの安全対策を図るとともに、装置の有効性を検証しました。



貸切車両の運転／急制動訓練



衝突防止補助システムの操作説明

⑦ 外部機関での教育

- 小田原ドライビングスクールにて、指導員やスキルアップを必要とする運転士を対象とした指導力・運転技能の向上、事故惹起者に向けた再発防止教習、高齢運転士を対象と

した安全教育など、目的を特化した教育を適宜実施することによって、全社的な安全運転技術の向上を推進しています。

- ・ 昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した「自動車安全運転センター 安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）」への派遣研修について、2021 年 7 月と 2022 年 2 月に運転士を派遣し、公道では経験できない運転上の危険限界を体験しながら、安全運転の基礎と応用について学ぶなど、運転技術および安全意識の向上に向けたプログラムを履修しました。



指導員研修



安全運転中央研修所

⑧ 適性診断を活用した教育

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）が提供する適性診断を受診させて、運転士個人が持つ運転特性を自覚させるとともに、診断結果をもとにした安全運転に対する教育を実施しています。

NASVAでは、おおむね3年周期での受診を推奨していますが、当社では運転士の適性に関する注意点など、経年に伴う変化をより正確に把握するため、独自に2年周期にて受診させています。

また、法令で3年周期と定められている65歳以上の運転者に対する適齢診断についても、上記と同様の理由から2年周期で受診させるとともに、外部講師による診断結果に基づいた実践的な実技講習を受講させることによって、加齢による身体能力の低下を踏まえた安全運転技術の維持・向上に取り組んでいます。



適齢診断



診断結果に基づいた実技講習

⑨ 運行管理者基礎講習、一般講習、特別講習の受講

法令に基づき運行管理者などの対象者を派遣し、最新の安全知識および関係法令の習得、また安全に対する意識を向上させています。

⑩ 添乗指導

本社管理部門および営業所管理職、運行管理者、指導運転士、主任運転士が営業運転中のバスに添乗し、教育・研修の内容が実践されているか確認したうえで、運転技能や接遇についてフィードバックを行い、運転士一人一人のスキルアップと職場全体のレベルアップに取り組んでいます。

(6) 安全推進委員会の開催

毎月1回、社長、安全統括管理者ほか本社管理部門担当者および営業所所長、現業部門担当者をメンバーとして、安全推進委員会を開催しました。この会議において下記の項目についての検討、方針決定、情報共有と意見交換をしました。

- ① 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画
- ② 関係法令および通達等の周知
- ③ 事故事例について発生原因と再発防止策
- ④ 教育の計画と実施
- ⑤ ヒヤリ・ハット情報
- ⑥ 輸送の安全に関する規則類の制定および改正について
- ⑦ その他必要事項

(7) 設備関係

輸送の安全に関する設備への投資の主なものは下記のとおりです。

- ① 新型車両導入（中型乗合車両3両）
EDSS（ドライバー異常時対応システム）を装備した安全性の高い車両です。
- ② 安全運転訓練車 流量計システム
- ③ 後付け衝突防止補助システムの導入（10台）

(8) その他の安全への取り組み

① 運転士の班活動

主任運転士をリーダーとして班を編成し、年間の事故防止に向けた目標の設定と振り返り、事故事例情報の共有と再発防止対策の意見交換など行いました。

【設定した班別目標の例】

- ・営業事故（早発・経路間違い・遅発）ゼロの実現 ・有責事故ゼロの実現
- ・車庫内での後退事故の撲滅

② 安全統括管理者職場巡回

11月に安全統括管理者による職場巡回を実施し、現業係員との安全に関する意見交換を行いました。この時に出された意見をもとに、道路管理者等へ要望を出すなど、安全な社会交通づくりに貢献しています。

③ 過労運転防止への取り組み

事故につながる恐れのある過労運転について、日々の勤務状況を集計し把握することで、必要に応じて勤務の変更を行うなど、適切な労働時間の管理に努めています。また運行ダイヤの見直しや一部路線の廃止などにより、時間外労働の削減に取り組みしました。

④ モニター制度の活用

実際に当社のバスをご利用いただいているお客さまに、モニターとしてのご協力を得て、バス発進時の着席確認やドア開閉時の安全確認の状況、お客さまへのお声掛けなどの実施状況についてご報告いただき、安全確保のための基本動作の徹底、接客サービスレベルの向上に取り組んでいます。

⑤ 危険バス停の解消

横断歩道や交差点に近接しているなど理由から、交通事故の危険性が高いバス停について、道路管理者および地域の関係団体等との調整を図り、安全対策工事、バス停の移動・統廃合など推進し、危険バス停の解消に努めています。中でも危険度が最も高いとされるAランクのバス停について、当社では6箇所該当していましたが、このうち4箇所は2022年4月までに解消もしくは改善されています。

⑥ コンプライアンス意識の向上について

入社時研修等において、小田急箱根グループの従業員としての行動基準や社会的責任などについての教育を行い、コンプライアンス意識の醸成およびCSR活動実践のための行動力の向上に努めました。

⑦ 新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組み

全従業員に対しいがい、手洗い、手指消毒の励行、点呼時における体温測定・健康状態の確認、マスク着用の徹底、点呼台や運転席横への飛沫防止シートの取り付け、バス車内の換気・消毒、一部車両への光触媒コーティング、最前列左側座席の使用休止など実施しています。

3. 輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

- ① 国土交通省が定めた「自動車運送事業者が運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針」を網羅した年間教育計画を作成し、輸送の安全性向上を目的に全従業員を対象に教育を実施します。
- ② 上記①の指針に沿って、営業所の運行管理者が持ち回りで月々のテーマ設定と教材の作成を行い、その教材を用いて各営業所の運転士に統一的な教育を実施します。各事業所単位で、運行管理者が月々のテーマ設定と資料作成を行い、運行管理状況に即した教育を全運転士に実施します。
- ③ 自動車教習所など外部機関との連携、外部研修機関への派遣などを通して、指導職にある従業員、事故惹起者、高齢運転士、スキルアップを必要とする運転士など、それぞれに必要な技能・知識を向上させることを目的とした特別な教育を実施します。
- ④ 安全運転訓練車を活用し、運転技能向上の教習に活用します。
- ⑤ 交通エコロジー・モビリティ財団認定のエコドライブ講習会を実施します。
- ⑥ ドライブレコーダーの映像やデジタルタコグラフを活用し、事故防止教育や危険予知トレーニングを実施します。
- ⑦ 教育実施後の浸透度、習得度を把握するため、本社管理部門担当者、運行管理者等が添乗指導、街頭指導を実施します。
- ⑧ 運行管理者、補助者の飲酒運転防止インストラクターの資格取得を推進します。

- ⑨ ハンディキャップをお持ちのお客さまが、安心してバスをご利用いただけるようにサービス介助士の資格取得を推進し、専門的な知識を身につけることによって、安全にお手伝いができるよう取り組みます。

(2) 設備投資

飲酒運転根絶へ向けて、貸切部門のアルコールチェッカー機器を更新します。

(3) 要員計画・健康管理

- ① 運転士の採用を強化し、適切な要員の確保に努めます。
- ② 日々の勤務状況を集計し把握することで、過労運転が懸念される運転士には、勤務を変更するなど適切な労働時間の管理に努めます。
- ③ 健康状態の把握と管理

定期健康診断を通して社員の健康状態を把握するとともに、有所見者については健康保険組合等と連携し、生活習慣の見直しや治療開始・継続などのフォロー、また必要に応じて、精密検査や産業医との面談を実施することで、健康状態や身体機能の低下を原因とした事故の未然防止に努めます。

- ④ S A S（睡眠時無呼吸症候群）検査・脳MR I 検査の実施

運転士を対象としたS A S簡易検査および脳MR I 検査を受診計画に沿って実施します。検査結果に基づき、精密検査から治療開始・継続までのフォローを行います。

(4) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

この制度は、貸切バス事業者の安全性や安全に対する取り組み状況について、公益社団法人日本バス協会が評価認定を行うものです。当社は2016年・2018年・2020年と3回にわたり最高ランクである「三ツ星評価」を取得しています。次回も「三ツ星評価」の継続取得を目指し、申請手続きしています。

(5) 交通安全運動

全国に展開される交通安全運動に積極的に参加し、輸送の安全確保に努めてまいります。各運動期間中は経営トップの現場巡視に本社管理部門も同行することとで、運行管理状況等を把握のうえ指導を行います。

- ① 春の全国交通安全運動（2022年4月6日～4月15日）
- ② 夏の交通事故防止運動と夏季の輸送安全総点検（2022年7月10日～7月20日）
- ③ 秋の全国交通安全運動（2022年9月中旬～下旬）
- ④ 年末年始の輸送等に関する安全総点検（2022年12月中旬～2023年1月上旬）

(6) 職場巡回

安全統括管理者が定期的に現業を巡回し、現業係員と直接コミュニケーションをとることにより、さまざまな情報を取得し、改善を図ることで安全施策の推進に取り組みます。

(7) 会議の開催

輸送の安全確保に関する情報共有、意思疎通を積極的に行うため、下記の会議を開催します。

- ① 安全推進委員会・・・毎月1回
- ② 運行管理委員会・・・年4回の交通安全運動期間前
- ③ 事故報告会・・・随時

(8) 「運輸防災マネジメント指針」に基づく自然災害等への対応について

近年、自然災害が頻発化・激甚化する中で、運輸事業者には発災時においても可能な範囲での被害軽減と拡大防止、また業務活動の維持や早期回復を図ることが期待されており、自然災害への対応力向上が求められています。国土交通省が2020年7月に策定した「運輸防災マネジメント指針」に基づき、昨今激甚化する自然災害等への対応について、さらなる検討を進めます。

① 現状での課題・懸念事項

小田原営業所の城東車庫は、酒匂川河口や相模湾に近い海拔約5mの湾岸部に位置することから、発生が懸念される大地震による津波や、大型台風などの異常気象による車両や建造物の被害、運行路線上の土砂災害などが想定されます。

2019年10月に大型で強い勢力の台風19号が関東地方を直撃した際には、当社の営業区域である箱根エリアにおいて1日の降水量が全国の観測史上1位となる922.5mmを記録し、大規模な土石流が発生しました。これにより運行路線上の道路が寸断され、長期間にわたり運休や迂回運行を余儀なくされました。

また、箱根の大涌谷では、数年に一度火山活動が活発化し、最近では2019年5月に噴火警戒レベルが2（火口周辺規制）に引き上げられ、一部路線が運休しました。

② お客さまへの対応

大型台風の接近など、風水害等による道路の通行止め等が予想される場合には、社内に対策本部を設置し、気象庁などから発表される各種気象データを基に、計画的に路線の運休を検討します。

お客さまに対しては、ホームページや行政の防災無線などを通じて、可能な限り事前の周知をします。また、既に運行中の車両については、運行管理者と乗務員との連絡を密にし、ご乗車のお客さまの安全確保を最優先として対応します。

また、必要に応じ車両の退避、従業員・社内設備の安全確保等の対応を検討します。

③ ハザードマップの活用

当社の運行エリアには、地震発生時における津波や箱根エリアの火山活動、また大雨による河川氾濫や土砂崩壊等の様々なリスクが存在しています。その危険箇所と当社路線図を重ね、さらに緊急時の避難場所を明示した独自のハザードマップを、津波・洪水・土砂災害、火山活動の別に作成し、営業所および各車両に備え付けています。運行管理者や各乗務員がリスクを把握するとともに、有事の際の危険地域外への移動や、お客さまの安全確保のための避難誘導ツールとして活用できる体制を取っています。

4. 国土交通省告示第 1337 号に基づき公表する安全情報

一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項【別紙 1】

5. 安全管理規程

安全管理規程

【別紙 2】

6. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

別紙 2「安全管理規定」内、安全管理組織体制および運輸部緊急時連絡系統図

7. 安全統括管理者

常務取締役 村上 建喜

8. 輸送の安全に関する内部監査および改善措置について

- (1) 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施します。

- (2) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じます。

9. 輸送の安全性に関する実績と予算

輸送の安全性向上を目的として取り組んだ実績額および予算は次のとおりとなります。

(単位：千円)

	設 備 投 資	安全に対する費用	合 計
2021 年度実績	64,861	22,460	87,321
2022 年度予算	2,000	22,367	24,367

10. 2021 年度事故統計（自動車事故報告規則第二条に規定する事故）

運 転 事 故	0 件
車 両 故 障	24 件

以 上

【別紙 1】

一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項（2022 年 3 月 31 日現在）

1. 事業者ごとの情報

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| (1) 事業者名 | 箱根登山バス株式会社 |
| (2) 代表者役職 | 代表取締役社長 |
| (3) 代表者氏名 | 野村 尚廣 |
| (4) 許可年度 | 2002 年度 |
| (5) 主たる事務所の住所 | 神奈川県小田原市東町 5-33-1 |
| (6) バス協会等への加入状況 | 日本バス協会（神奈川県バス協会）に加入 |
| (7) 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計 | |
| ・ 死亡事故件数 | 0 件 |
| ・ 重傷事故件数 | 0 件 |
| ・ 軽傷事故件数 | 0 件 |
| ・ 物損事故件数 | 0 件 |
| ・ 事故報告書提出件数 | 0 件 |
| ・ 健康起因事故件数 | 0 件 |
| (8) 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置 | |
| ・ 直近 3 年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況 | 実施済 |
| ・ 直近 3 年間の運輸安全マネジメントセミナーの受講状況 | 受講済 |
| (9) 輸送の安全にかかわる内部監査について | |
| ・ 今年度の実施回数 | 1 回 |
| ・ 監査結果（指摘の有無） | 無 |
| (10) 安全統括管理者の選任年月日 | 2020 年 4 月 1 日 |

2. 営業所ごとの情報（貸切業務のある営業所）

(1) 小田原営業所（神奈川県所在）

① 運転者に係る情報

- | | |
|------------------|------|
| ・ 正規雇用の運転者の人数 | 21 人 |
| ・ 正規雇用以外の運転者の人数 | 5 人 |
| ・ 正規雇用運転者の平均勤続年数 | 18 年 |

② 運行管理者に係る情報

- | | |
|--------------|-----|
| ・ 運行管理者の人数 | 9 人 |
| ・ 運行管理補助者の人数 | 6 人 |

なお、上記それぞれについて運転者と兼職している者はいない。

③ 整備管理者に係る情報

- ・ 整備管理者の人数 1 人
- ・ 整備管理補助者の人数 16 人

なお、上記それぞれについて運転者と兼職している者はいない。

④ 事業用自動車に係る情報（貸切登録車）

	車両数	最古年式	最新年式	平均車齢	ドラレコ 搭載車両	ASV 搭載車両	ASV 後付	主な運行態様
大型	8 台	2014 年	2020 年	5.6 年	8 台	8 台	0 台	観光輸送(昼間)
中型	3 台	2008 年	2008 年	14.0 年	3 台	0 台	0 台	学校・企業送迎
小型	2 台	2004 年	2007 年	16.5 年	2 台	0 台	0 台	学校・企業送迎

(2) 湯本営業所（神奈川県所在）

① 運転者に係る情報

- ・ 正規雇用の運転者の人数 7 人
- ・ 正規雇用以外の運転者の人数 3 人
- ・ 正規雇用運転者の平均勤続年数 9 年

② 運行管理者に係る情報

- ・ 運行管理者の人数 3 人
- ・ 運行管理補助者の人数 4 人

なお、上記それぞれについて運転者と兼職している者はいない。

③ 整備管理者に係る情報

- ・ 整備管理者の人数 1 人
- ・ 整備管理補助者の人数 6 人

なお、上記それぞれについて運転者と兼職している者はいない。

④ 事業用自動車に係る情報（貸切登録車）

	車両数	最古年式	最新年式	平均車齢	ドラレコ 搭載車両	ASV 搭載車両	ASV 後付	主な運行態様
大型	0 台	—	—	—	—	—	—	—
中型	0 台	—	—	—	—	—	—	—
小型	2 台	2015 年	2016 年	6.4 年	2 台	0 台	0 台	その他

以 上

【別紙2】

安 全 管 理 規 程

箱 根 登 山 バ ス 株 式 会 社

安 全 管 理 規 程

目 次

第 1 章	総則	2
第 2 章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等	2
第 3 章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制	3
第 4 章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法	4

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条2及び旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
- 3 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長および役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 統括運行管理者
 - (3) 運行管理者
 - (4) 整備管理者
 - (5) その他必要な責任者
- 2 統括運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内営業所を統括し、指導監督を行う。
 - 3 運行管理者は、統括運行管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内各案内所を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対する対応する場合も含め、別紙(1)に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の病気その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難

になったとき。

- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 安全統括管理者は社長および役員と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙(2)に定める組織図による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

- 第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

- 第16条 社長は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のため必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる。
- 2 社長は悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

（情報の公開）

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該の目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、原則として外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

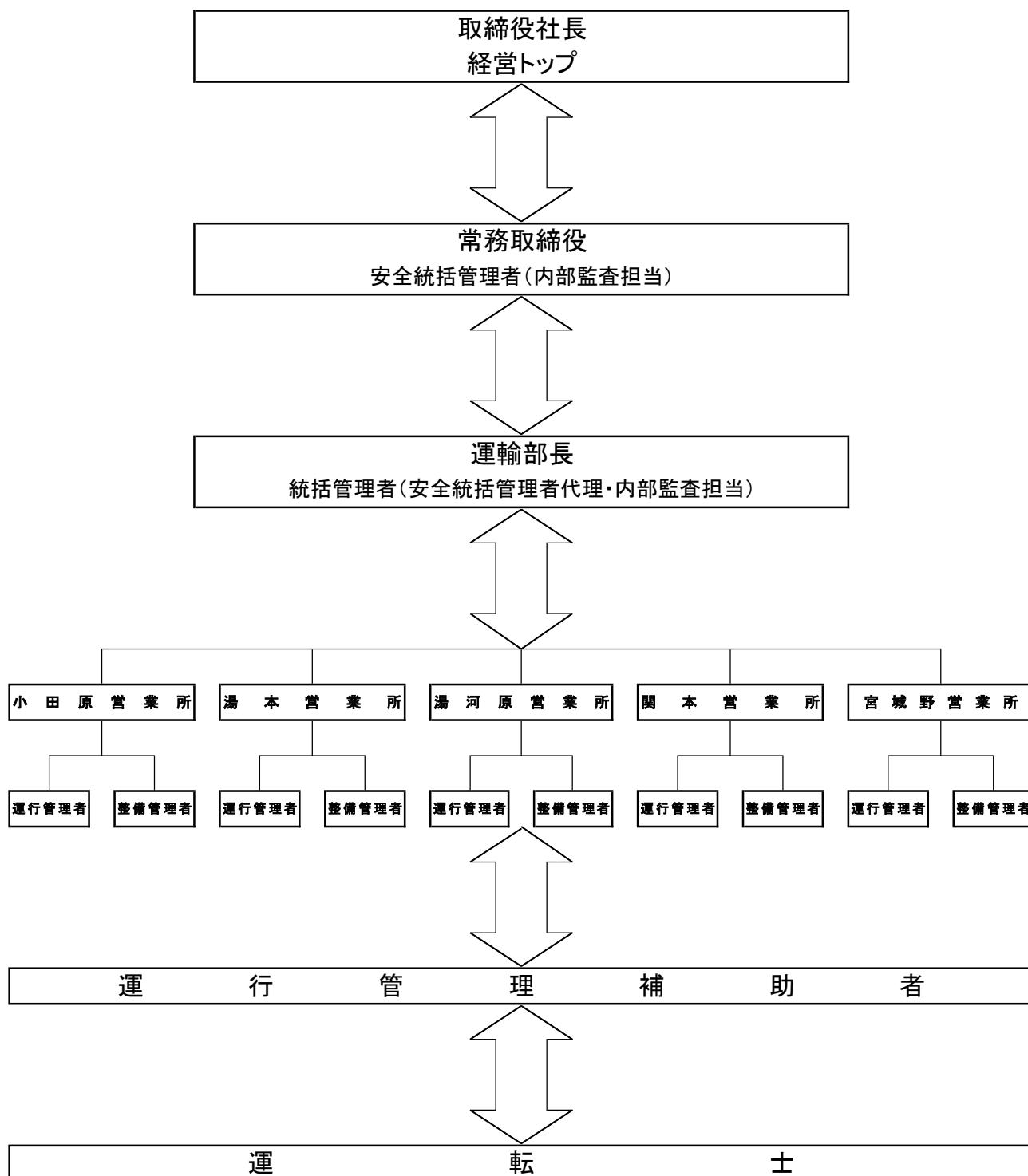
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の管理は運輸部とし、保存期間は5年間とする。

付則

この規程は、2006年10月1日より適用する。

安 全 管 理 組 織 体 制

箱 根 登 山 バ ス 株 式 会 社



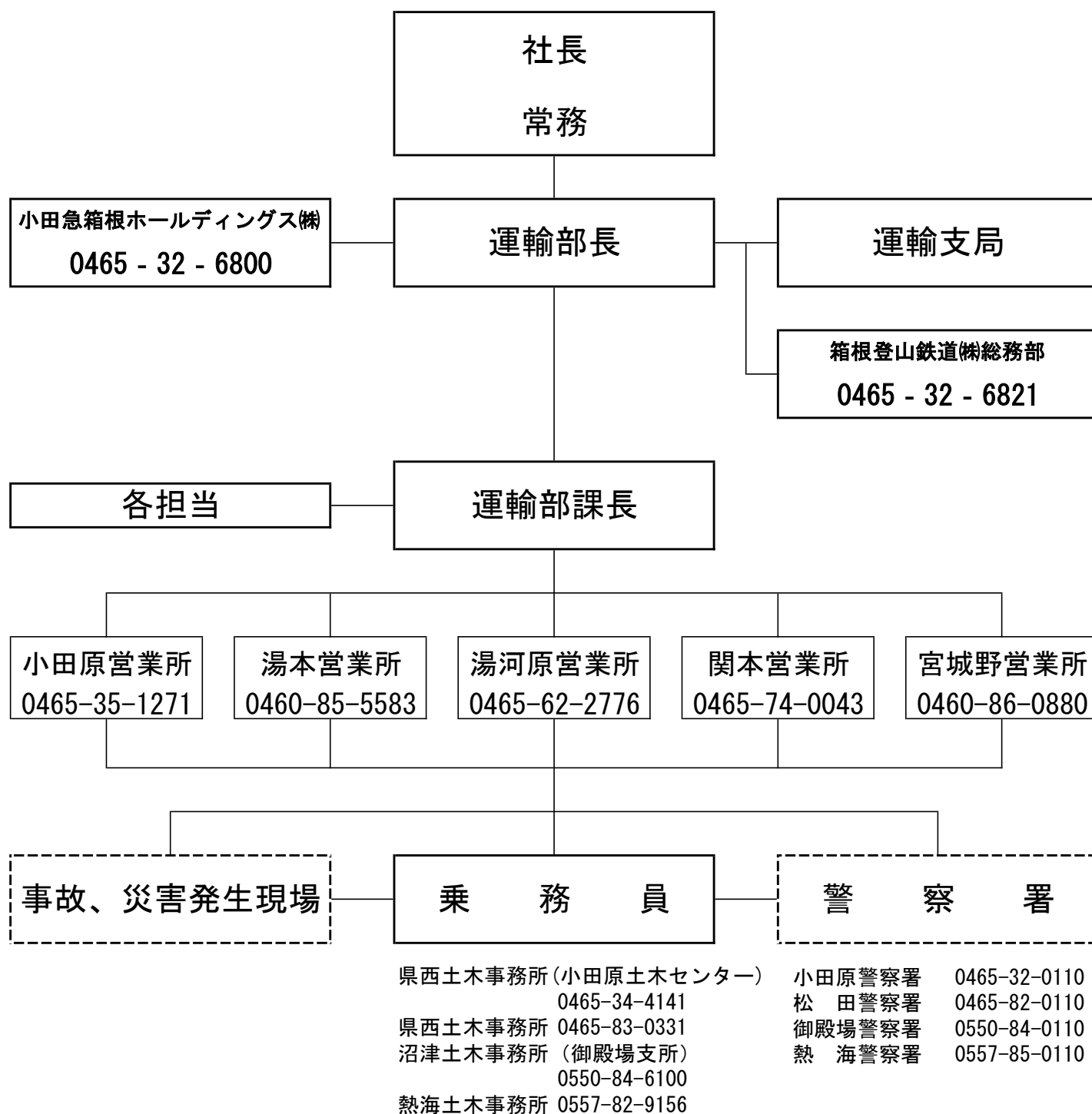
2020年2月1日現在

運輸部緊急時連絡系統図

箱根登山バス株式会社

神奈川運輸支局（整備課）
TEL. 045-939-6803
FAX. 045-932-3228

静岡運輸支局（整備課）
TEL. 054-261-7622
FAX. 054-262-4179



訓練日： 7月10日（小田原安全の日）
12月13日（湯河原安全の日） 本社休業日実施

2020年2月1日現在